

# 第3回長久手市景観計画策定委員会

## 議事録

日 時	令和元年12月23日(月) 午後2時00分～3時00分		
場 所	長久手市役所西庁舎2階 第7、8会議室		
出席者 ■出席 □欠席	策定委員	学識経験を有する者	<input type="checkbox"/> 伊藤孝紀 <input checked="" type="checkbox"/> 水津功 <input checked="" type="checkbox"/> 武田美恵 <input type="checkbox"/> 船橋仁奈
		専門知識を有する者	<input checked="" type="checkbox"/> 國村恵子 <input checked="" type="checkbox"/> 酒井賀津子
		各種団体の代表者	<input checked="" type="checkbox"/> 伊藤広治 <input checked="" type="checkbox"/> 川本達志 <input checked="" type="checkbox"/> 田中美貴
		公募市民	<input checked="" type="checkbox"/> 岡山徳之 <input checked="" type="checkbox"/> 都築徳紀
	オブザーバー	<input checked="" type="checkbox"/> 野村吉秋	
	事務局	<input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 水野泰 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部次長兼都市計画課長 加藤英之 <input checked="" type="checkbox"/> 同部開発調査監 徳田泰信 <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画課長補佐 大橋勝芳 <input checked="" type="checkbox"/> 同課建築係長 山崎暢之 <input checked="" type="checkbox"/> 同課主任 佐竹晃 <input checked="" type="checkbox"/> コンサルタント(3名)	
	傍聴者	0名	
次 第	1 あいさつ 2 第2回策定委員会を踏まえた修正内容について 3 「屋外広告物における規制誘導」について 4 「景観まちづくりの推進」について 5 運用方法及び運用までの流れについて 6 その他		
1 あいさつ	建設部長より挨拶		
2 「第2回策定委員会を踏まえた修正内容」について	資料1の資料を使い説明を行った。		

3 「屋外広告物における規制誘導」について	長久手市景観計画（案）を使い説明を行った。
4 「景観まちづくりの推進」について	長久手市景観計画（案）を使い説明を行った。
5 運用方法及び運用までの流れについて	資料2を使い説明を行った。

【質疑応答】	2 「第2回策定委員会を踏まえた修正内容」について
委員	○景観まちづくりの全体像の冒頭の、「基盤の保全」の項目に「環境」という言葉が必要ではないか。
事務局	○環境と生態系の保全という記載に修正する。
委員長	○環境という言葉は、人によって認識が異なるので、記載については、検討が必要ではないか。
委員	○今回、景観まちづくりの5つのキーワードについて、100の治療より一つの予防が重要という観点で、順番としては診断、予防、治療、育成、創造のほうがよい。
事務局	○指摘のとおり修正する。
委員	○51ページの歴史的資源の眺望の記載が、「長久手らしい歴史として、多くの人々が「長久手古戦場」の歴史を思い浮かべています」となっているが、古戦場の歴史より、「長久手合戦」もしくは「小牧・長久手の戦い」のほうが表現として好ましいのではないか。
事務局	○表現について、検討する。
委員	○8ページの市民の役割の項目で、市民にもっと積極的に意見や希望を発信してもらいたいという記載が不足しているように感じる。
事務局	○市民の役割が、実際に生活する中での行動しか書いていないため、今後、市民が景観に対する前向きな意見や感じたことを行政に伝える行動について追加する。
委員長	○同じく8ページの「景観まちづくりの関係性図」で、相互間の矢印に対する解説が書いてあるが、内容が乏しい。例えば市民と行政の間は、市民がどういうものを評価しているか行政が知ることが重要であり、市民のアイデアや気づきを市が知ることも必要。ここにいろいろな内容が詰まっているため、それぞれの矢印の内容をしっかりと書いたほうが良い。
事務局	○相互間の矢印について検討し、次回の委員会の場で報告する。
委員長	○農地の問題は後継者等いろいろな難しい問題で存続が難しい。基盤の保全に関する問題だと思うので、基盤の保全の重要な項目として入れるべきではないか。
事務局	○規制内容で、田園の保全を書くことはできないが、残していきたいという思いはあるため、31ページの自然環境、基本方針4「水と緑の景観づくり」の項目において、課題としての記載ではどうか。
委員長	○自然環境や、農地、里地に関連するため、基本方針3「“まち”と“さと”のコントラストが感じられる景観づくり」に入れる手もある。入れ方を議論すること。
事務局	○農地を持続するための方針についても、記載があるとよい。
事務局	○記載方法について、検討する。
	3 「屋外広告物における規制誘導」について
委員	○4ページの⑦「情報化・デジタル化の進展」の項目について、論理が飛躍し

事務局 委員	<p>ており、Society5.0を無理やりつなだように感じる。</p> <p>○記載方法について、検討する。</p>
事務局 委員	<p>○現在建設中の大規模建築物に対して、どのような対応をしているか。また、既にある大規模建築物についてどう考えるか。</p>
事務局 委員	<p>○現在は、景観計画がまだ未策定のため、「長久手市美しいまちづくり条例」に基づいて協議を行っている。</p>
委員長	<p>○リニモからの眺望について、ポイントの一つになると思う。</p>
委員長	<p>○建築基準法の縛りにはかからないが、リニモを含めた景観について、市民の一定の理解が深まれば、これに係るルールを作成することになるのだと思う。</p>
事務局	<p>○既設の大規模商業施設については、規模が大きく、景観に対する影響も大きい建物は、景観審議会等があれば、協議すべき物件だと考える。</p>
事務局	<p>○現在建設中の大規模建築物について、今の景観計画における規制内容について説明する。</p>
委員長	<p>○幹線沿道地域のA地区となり、景観形成基準の中で高さの規制はしていない状況です。</p>
事務局	<p>○形態・意匠については、「周辺の景観に配慮して大きな面を構成しないよう分節に努めてください」という規制があり、リニモから見える眺望について配慮を求めている。</p>
委員長	<p>○資料3の景観法に基づく届出事務において、事前協議を位置づけ、必須とするか、任意とするかは、まだ調整中である。</p>
事務局	<p>○大規模な建築物に該当すると、景観法の届出が必要になる。</p> <p>○大規模建物の定義は、どのようか。</p>
委員長	<p>○景観計画の38ページの4.「行為の制限」の中で、長久手市にふさわしい良好なまちなみ景観の形成を進めるため、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等について届出対象とすることとしており、(1)届出対象行為の表に該当する建築物が大規模建築物等に該当する。</p>
委員長	<p>○ある一定の高さの制限という具体的な基準を作る方法もあるが、明確な基準を作らないで、なるべく多くの対象物を事前相談の対象とする方法もある。</p>
事務局	<p>○他市の景観計画策定の経緯では、全てが景観に影響のある行為とし、全ての物件でチェックリストを作るとしたところ、事業者から手続が煩雑になって仕事量が増えるということで大変な反発を受けた。</p>
委員	<p>○主観的な事柄をどう処理するかが、景観計画が市民主体の計画となるかどうかということについて、非常に重要だと思う。</p>
委員	<p>○48ページの写真で、山から下りてくると大抵この様な景色があり、日本全国どこでもこの様な風景で変わらない。</p>
委員長	<p>○景観計画において、何かしら長久手らしさを表現することができるのか。</p>
委員長	<p>○全国みんな同じ風景になっており、他市の景観でも、新しいまちだったが、結果的に沿道商店により、ほぼ看板のまちになった。制限するためのルールをしっかりと作っていかないといけない。できてしまったものを制御するのはとても大変で、どこもみんな頭を抱えている。</p>

事務局	<p>○長久手らしさとは何かというのがあるが、経済活動ということもあるので、あつれきが起きないような緩やかな誘導ができればいいのかなと考えている。愛知県屋外広告物条例でも、一定の規制があるので、守ってもらえるよう指導をしていく必要があると考えている。</p>
	<p><b>4 「景観まちづくりの推進」について</b></p>
委員	○市の窓口、相談先について、わかりやすく記載をしてもらいたい。
事務局	○記載方法について、事務局にて検討させていただく。
委員	○景観まちづくりの推進の中の（５）庁内体制の構築の項目において、市内では、県事業によって作られた施設も多くあるため、県との調整も重要。
事務局	○愛知県との情報や方針の共有について、記載方法を工夫する。
委員	○５３ページの左の３番目、これからの市民へ景観を引き継ぐとあるが、これからの市民というのは将来の子どもたちか。それとも、今の市民の次の段階ということか。
事務局	○これからの市民へ景観を引き継ぐというのは、次世代の話である。今、良いと思っている景観を新たな世代にも引き継いでいってほしいため記載した。
委員	○小中高大学生、外国人や地域を対象とした意識啓発も必要ではないか。
事務局	○７０ページの（２）「景観教育・学習の実施」に出前講座等で位置づけるか検討する。
委員	○子供たちの意見や希望を聞くことも必要。
委員	○「これからの市民」というのは削ったほうがいい。転出入が結構ある流動的なまちでもあるから、次世代と限定できない。長久手らしさの観点から述べた方がよい。
委員長	○５３ページの「図 景観まちづくりのステップアップ」でステップアップの表現を辞めた方がよい。図もステップアップといているが、下に下がっている。また、ステップアップが目的ではなく、景観まちづくり活動の促進が目的である。
事務局	○内容を修正する。
委員	○人が来てくれ、そして住んでいる人が次も、私たちの子どもも長久手に住んでくれる、そういうまちとしたい。
	○景観まちづくりサポーターが増えるといい、何で増えるといいのか。子どもたちが地域で遊べば地域を大事にしてくれる、それは何でかというと、子供たちが地域愛を育み、長久手にいてほしいからではないかと思う。それが表現されるとよい。
委員長	○記載を検討すること。
	<p><b>5 運用方法及び運用までの流れについて</b></p>
委員	○景観計画を作ったら終わりとならないように、検証の仕組み、枠組みについてのチェックについて、計画の中に組み込んでもらいたい。
事務局	○景観審議会を予定しており、この審議会がチェック機能を果たす機関になると考えているので、その運用について、今後、検討をしていきたい。また、

<p>委員長</p>	<p>計画の進捗の状況についても、定期的にお知らせができるような仕組みについても検討をしたいと考えている。</p> <p>○景観審議会ではなく、市民主体の景観づくりを目指しているのであれば、別の機会が良いのではないか。</p> <p>○10年の計画期間であれば、中間評価が5、6年の時期になるため、それでは長すぎる。もう少し早いタイミングで評価できる仕組みが必要。</p> <p style="text-align: right;">－以上－</p>
<p>次回の予定等</p>	<p>第4回委員会 1月8日(水) 午後1時～</p> <p>場所 ながくてエコハウス 多目的室</p>